

第1

任免及び人数に関する状況

1 職員の採用の状況（令和7年4月1日） （単位：人）

区 分	試 験 の 種 類			選 考	合 計
	上 級	中 級	初 級		
一 般 職	14	1	5	—	20
事務職	12	0	5	—	17
技術職	2	1	0	—	3
技 能 職	—	—	1	—	1

2 定年前再任用職員・暫定再任用職員・第2号会計年度任用職員の採用の状況（令和7年4月1日） （単位：人）

区分		常時勤務	短時間勤務	合 計
定年前再任用職員		0	1	1
暫定再任用職員	一 般 職	0	16	16
	事務職	0	12	12
	技術職	0	4	4
	技 能 職	1	—	1
第2号（フルタイム）会計年度任用職員		70	—	70

- 備考 (1) 定年前再任用職員は、地方公務員法第22条の4第1項の規定に基づき、任命権者が再任用した職員数の状況である。
- (2) 暫定再任用職員は、地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項若しくは第2項、第5条、第6条第1項若しくは第2項、第7条又は第8条第1項若しくは第2項の規定に基づき、任命権者が再任用した職員数の状況である。
- (3) 第2号（フルタイム）会計年度任用職員は、地方公務員法第22条の2第1項第2号の規定に基づき、任命権者が任用した職員数の状況である。
- (4) 再任用期間の更新又は再度の会計年度任用をした場合にも、採用として数に計上している。

3 退職の状況（令和6年度）

（単位：人）

定年退職	応募認定退職	その他							合計
		普通退職	分限退職	懲戒免職	失職	死亡退職	任期満了	再任用後の離職者	
7	0	10 (5)	—	—	—	—	8 (92)	4	29 (97)

備考 (1) ()内は第2号（フルタイム）会計年度任用職員であり、外書きである。

(2) 表中に掲げる用語の意義は次のとおりである。

ア 定年退職 地方公務員法第28条の6第1項の規定による離職及び同法第28条の7第1項の規定による勤務延長後の離職

イ 応募認定退職 定年前に退職する意思を有する職員の募集に応募し、任命権者から当該応募による退職として認定を受けた退職

ウ 普通退職 自己都合による退職

エ 分限免職 地方公務員法第28条第1項の規定による免職

オ 懲戒免職 地方公務員法第29条の規定による免職

カ 失職 地方公務員法第28条第4項の規定による失職

キ 任期満了 任用期間満了による退職

ク 再任用後の離職者 地方公務員法第22条の4、附則第4条又は附則第6条の規定に基づき再任用され、定められた任期が満了したことによる退職

4 職員数の状況

(1) 部門別職員数 (各年4月1日現在)

(単位：人)

部 門		区 分	職 員 数		対 前 年 増 減 数	主 な 増 減 理 由
			令和6年	令和7年		
普 通 会 計 部 門	一 般 行 政 部 門	議 会	8()	8()	0()	税外収入係廃止 地籍調査係新設 業務量勘案 管理職集約・業務量勘案
		総務・企画	122(3)	122(5)	0(2)	
		税 務	41()	39(1)	△2(1)	
		労 働	2()	2()	0()	
		農林水産	28()	29()	1()	
		商 工	25()	24()	△1()	
		土 木	57()	57()	0()	
		民 生	151(2)	151(4)	0(2)	
	衛 生	51(1)	46(2)	△5(1)		
		計	485(6)	478(12)	△7(6)	
	教育部門	124(2)	114(5)	△10(3)	幼稚園閉園・業務量勘案	
	消防部門					
	小 計	609(8)	592(17)	△17(9)		
会 計 部 門	公 営 企 業 等	水 道	()	()	()	内水対策事務強化 業務量勘案
		下 水 道	11()	12()	1()	
		そ の 他	25()	24()	△1()	
		小 計	36()	36()	0()	
合 計			645(8)	628(17)	△17(9)	

備考 ()内は暫定再任用短時間勤務職員であり、外書きである。

(2) 一般行政職級別職員数 (令和7年4月1日現在)

(単位：人)

区分	標準的な職	職員数	構成比	前年構成比	R2.4.1構成比
1級	主事・技師	22	5.6	6.5	11.0
2級	主査	50	12.6	12.2	12.8
3級	主任	124	31.3	31.2	30.9
4級	係長	86	21.7	22.4	20.9
5級	課長補佐	60	15.2	14.2	12.2
6級	課長	38	9.6	9.5	8.9
7級	部長	16	4.0	4.0	3.3
	計	396	100	100	100

備考 暫定再任用職員を除く。

(3) 技能労務職級別職員数 (令和7年4月1日現在)

(単位:人)

区分	職員数	構成比	前年構成比	R2.4.1構成比
1級	1	1.9	5.5	7.2
2級	12	22.6	20.0	12.5
3級	8	15.1	14.5	10.7
4級	4	7.6	5.5	0
5級	28	52.8	54.5	69.6
計	53	100	100	100

備考 暫定再任用職員を除く。

(4) 年齢別職員構成の状況 (令和7年4月1日現在)

区分	20歳	20歳	24歳	28歳	32歳	36歳	40歳	44歳	48歳	52歳	56歳	60歳	計
	未満	23歳	27歳	31歳	35歳	39歳	43歳	47歳	51歳	55歳	59歳	以上	
職員数	0人	9人	52人	75人	97人	81人	81人	70人	62人	42人	48人	11人	628人
	(-)	(3)	(3)	(7)	(6)	(7)	(7)	(11)	(3)	(12)	(6)	(5)	(70)

備考 ()内は第2号(フルタイム)会計年度任用職員であり、外書きである。

(5) 職員数の推移 (各年4月1日現在)

(単位:人)

年度	H3	H31	R2	R3	R4	R5	R6	R7	合計
職員数	822	652	652	654	659	647	645	628	
前年比	(△176)	6	0	2	5	△12	△2	△17	△194

備考 ()内は平成3~30年度の職員数の増減

第2

人事評価の状況

1 人事評価の状況

評定の回数	1回
評定の時期	3月
評定の対象職員	全職員

第3

給与の状況

1 人件費の状況（普通会計決算）

区 分	住民基本台帳人口 (人)	歳出総額 A (千円)	実質収支 (千円)	人件費 B (千円)	人件費率 B/A (%)
令和6年度	90,852 (89,444) (R7.3.31現在)	48,123,266	154,563	6,021,860	12.5
令和5年度	91,238 (90,012) (R6.3.31現在)	46,177,188	351,467	5,715,355	12.4

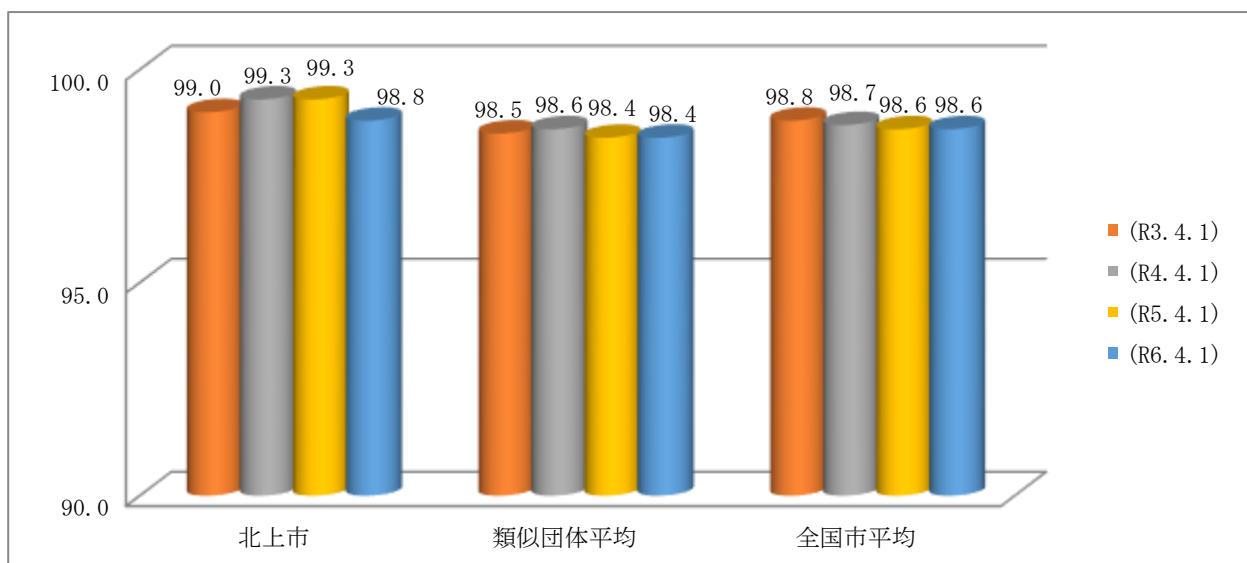
備考 住民基本台帳人口には外国人を含む。()内は日本人の人数である。

2 職員給与費の状況（普通会計決算）

区 分	職員数 [A]	給 与 費				一人当たりの 給与費 [B/A]
		給 料	職員手当	期末・勤勉 手当	計 [B]	
	人	千円	千円	千円	千円	千円
令和6年度	609 (119)	2,269,223 (243,167)	380,150 (8,901)	918,319 (112,817)	3,567,692 (364,885)	5,858 (3,066)

備考 (1) 職員手当には退職手当を含まない。
 (2) ()内は第2号（フルタイム）会計年度任用職員であり、外書きである。
 (3) 職員数は、令和6年4月1日現在の人数である。（会計年度任用職員は令和5年度中に任用した人数）

3 ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



(注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、

国の行政職俸 給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。

2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。なお、北上市の類似団体には、秋田県大館市、山形県米沢市、福島県白河市、福島県南相馬市等、全国で76団体が該当する。

4 職員の平均給料月額、平均給与月額及び平均年齢の状況（令和7年4月1日現在）

(1) 一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
北上市	40.9歳	328,509円	392,409円	357,303円
国	41.9歳	332,237円	—	414,480円

(2) 技能労務職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
北上市	46歳	319,052円	348,499円	336,737円
国	51.3歳	294,567円	—	337,907円

備考 (1) 表中「平均給料月額」とは、令和7年4月1日現在における各職種の職員の基本給の平均である。

(2) 表中「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などの全ての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

(3) 表中「平均給与月額（国ベース）」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものである。

5 職員の初任給の状況（令和7年4月1日現在）

区 分		北上市	国
一 般 行政職	大学卒	221,600 円	(総合職) 230,000 円 (一般職) 220,000 円
	高校卒	189,300 円	188,000 円
技 能 労務職	高校卒	206,400 円	185,700円
	中学卒	177,000 円	—

6 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（令和7年4月1日現在）

区 分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一 般 行政職	大学卒	282,579 円	313,708 円	346,214 円
	高校卒	246,775 円	271,007 円	312,629 円
技 能 労務職	高校卒	244,975 円	267,120 円	287,200 円
	中学卒	—	—	—

備考 表中「経験年数」とは、職員が職員として同種の職務に在職した年数をいう。なお、卒業後直ちに採用され、引き続き勤務している職員の経験年数は、採用後の在職年数をいう。

7 昇給への勤務成績への反映状況

昇給日前1年間の勤務状況をもとに、昇給への勤務成績の反映を行う。

8 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

北 上 市	国
1人当たり平均支給額（令和6年度） 1,591 千円	—
(令和6年度支給割合) 期末手当 2.50 月分 勤勉手当 2.10 月分 (1.40 月分) (1.00 月分)	(令和6年度支給割合) 期末手当 2.50 月分 勤勉手当 2.10 月分 (1.40 月分) (1.00 月分)
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～20% 管理職加算 10～25%

備考 ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

【参考】勤勉手当への勤務実績の反映状況（一般行政職）

基準日以前6か月以内の期間における勤務実績に応じて、勤勉手当を支給。

(2) 退職手当（令和7年4月1日現在）

北 上 市			国		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度額	47.709月分	47.709月分	最高限度額	47.709月分	47.709月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2%~45%加算)			その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2%~45%加算)		
1人当たり平均支給額	1,761千円	21,590千円			

備考 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和6年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当（令和7年4月1日現在）

支給実績（令和6年度決算）			184千円
支給職員1人当たり平均支給年額（令和6年度決算）			183,168円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度（支給率）
東京都区部	20%	1人	20%
宮城県仙台市	6%	1人	6%

(4) 特殊勤務手当（令和7年4月1日現在）

支給実績（令和6年度決算）		2,636千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（令和6年度決算）		23,957円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和6年度）		17.1%	
手当の種類（手当数）		8	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
徴収手当	財務部収納課の職員	市税の滞納整理	月額 2,000円
防疫作業手当		感染症患者若しくは感染症の疑いのある患者の救護及び防疫作業等	日額 300円
社会福祉業務手当	福祉部地域福祉課生活保護係の職員	生活保護業務	月額 4,000円
行旅死亡人取扱手当		行旅死亡人等の収容その他の措置	1回当たり 勤務時間内 1,500円 勤務時間外 2,000円

特殊自動車運転作業手当	運転技士	特殊自動車の運転作業	日額 250円
社会福祉施設勤務手当	保育所に勤務する職員		月額 2,000円
ごみ処理施設作業手当		清掃事業所での点検、修理、検査等	日額 300円
税外収入徴収手当		諸収入金及び市営住宅家賃の勤務公署外での徴収	日額 100円

(5) 時間外勤務手当

区 分	支 給 実 績	職員 1 人当たり平均支給年額
令和 6 年度決算	175,519 千円	326 千円
令和 5 年度決算	201,320 千円	361 千円

(6) その他の手当（令和 7 年 4 月 1 日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (令和 6 年度決算)	支給職員 1 人当たり平均支給年額 (令和 6 年度決算)
扶養手当	①配偶者 3,000円 ②父母等 6,500円 ③子 11,500円 16～22歳の子5,000円加算	同じ		54,075 千円	228,164 円
住居手当	借家・借間 支給限度額 27,000円	異なる	支給限度額 28,000円	44,176 千円	281,372 円
通勤手当	①交通機関（電車・バス等）の利用者 限度額 150,000円 ②交通用具（自動車等）利用者（通勤距離 2 km 以上の場合） 距離に応じ 2,300円～24,500円	異なる	②支給額 2,000円～ 31,600円	34,784 千円	74,324 円
管理職手当	部長 70,800円 参事 62,300円 課長 49,600円 主幹 37,100円 園長 32,200円	異なる	職務の級等に応じて 46,300円～ 139,300円	42,371 千円	605,297 円
休日勤務手当	「勤務 1 時間当たりの給与額×135/100」の額を支給	異なる	勤務 1 時間当たりの給与額の算出方法が異なる	3,659 千円	18,857 円

寒冷地手当	①扶養親族のある世帯主 19,800円 ②その他の世帯主 11,400円 ③その他 8,200円	同じ		40,192 千円	66,874 円
単身赴任手当	30,000円＋交通距離に応じた加算額	同じ		0 千円	0 円
宿日直手当	勤務1回につき 4,400円	異なる	勤務の態様による支給額の差がない	0 千円	0 円
管理職員特別勤務手当	①週休日等に4時間以上勤務した場合 部長 8,000円 (7,000円) 課長 6,000円 (5,000円) 園長 4,000円 (3,000円) ②週休日等以外の日の午前10時から翌日の午前5時までの間に勤務した場合 部長 4,000円 (3,500円) 課長 3,000円 (2,500円) 園長 2,000円 (1,500円) ※ () 内は定年前再任用短時間職員の場合	異なる	職務の級等に応じて 7,000円～ 18,000円	111 千円	18,500 円

9 特別職の報酬等の状況（令和7年4月1日現在）

区 分		給 料	月 額	等
給料	市 長	923,000 円		
	副市長	744,000 円		
	教育長	640,000 円		
報酬	議 長	522,000 円		
	副議長	437,000 円		
	議 員	401,000 円		
期末手当	市 長 副市長 教育長	(令和6年度支給割合) 3.45 月分		
	議 長 副議長 議 員	(令和6年度支給割合) 3.45 月分		
退職手当		(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)
	市 長	$923,000 \times 40.38 / 100 \times \text{在職月数}$	17,889,955円	任期毎
	副市長 教育長	$744,000 \times 23.28 / 100 \times \text{在職月数}$ $640,000 \times 18 / 100 \times \text{在職月数}$	8,313,753円 4,147,200円	任期毎 任期毎

備考 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期（市長、副市長は48月、教育長は36月）勤めた場合における退職手当の見込額である。

第4

勤務時間その他の勤務条件の状況

1 勤務時間の状況（令和7年4月1日現在）

1週間の勤務時間	勤務時間の割振り		
	始業	終業	休憩時間
38時間45分	午前8時30分	午後5時15分	午後零時から1時間

2 年次休暇の状況（令和6年度）

総付与日数	総使用日数	全期間在職職員数	1人当たり平均取得日数
21,622日	8,878日	586人	15.15日

- 備考 (1) 「全期間在職職員数」は、当該年度の全期間在職した職員の合計とし、当該期間の中途に採用された者及び退職した者並びに当該期間中に育児休業、分限休職の事由がある職員並びに派遣職員を除く。
- (2) 「総付与日数」は、当該年度の初日において全期間在職した職員に付与された日数（前年度からの繰越分を含む。）の合計である。
- (3) 「総使用日数」は、全期間在職した職員の使用した年次休暇の合計である。

3 病気休暇及び介護休暇の状況（令和6年度）

区 分		規 則	のべ人数	
病 気 休 暇	公務上又は通勤による負傷若しくは疾病	第12条第1号	3	
	結核性疾患	第12条第2号	0	
	上記以外の負傷又は疾病	3月以内	第12条第3号	203
		6月以内		6
介 護 休 暇		第20条	0	

- 備考 (1) 規則：北上市職員の勤務時間、休日及び休暇規則（平成7年北上市規則第10号）
- (2) 当該年度において同一の者が複数回にわたって病気休暇を取得した場合は、その数を重複して計上している。

4 育児休業等の取得状況（令和6年度）

区 分		男性職員	女性職員	合計	
育児休業	新規取得（令和5年度からの継続も含む。）	10	18	28	
	再度取得	育児休業等条例第3条で定める特別な事情による取得	0	0	0
		上記以外による取得	0	0	0
	合計	10	18	28	
育児短時間勤務（令和5年度からの継続も含む。）		0	1	1	
部分休業（令和5年度からの継続も含む。）		0	1	1	

5 特別休暇の導入状況（令和7年4月1日現在）

区 分	規 則 第13条	休暇の期間	
選挙権その他公民としての権利を行使する場合	第1号	必要な期間	
裁判員、証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他官公署へ出頭する場合	第2号	必要な期間	
予防接種又は健康診断を受ける場合（法令又は任命権者の定めるところによる場合に限る。）	第3号	必要と認められる期間	
骨髄移植のための骨髄液の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は骨髄移植のため配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に骨髄液を提供する場合で、当該申出又は提供に伴い必要な検査、入院等の場合	第4号	必要と認められる期間	
自発的かつ報酬を得ない社会貢献活動	相当規模の災害が発生した被災地又はその周辺の地域における生活関連物資の配布その他の被災者を支援する活動	第5号 (ア)	1年度において5日以内
	障害者支援施設、特別養護老人ホーム等での市長が定める活動	第5号 (イ)	
	(ア)及び(イ)に掲げる活動のほか、身体上若しくは精神上の障害、負傷又は疾病により常態として日常生活を営むのに支障がある者の介護その他の日常生活を支援する活動	第5号 (ウ)	
結婚する場合	第6号	週休日、休日を除く連続する7日以内	
不妊治療に係る通院等をした場合	第7号	1年度において5日以内（体外受精その他市長が定めるものである場合は10日）	
妊娠に起因する障害（病気休暇に該当する場合を除く）	第8号	10日以内	

妊娠中又は出産後1年以内の女性職員が母子保健法（昭和40年法律第141号）第10条の保健指導又は同法第13条の健康診査を受ける場合	第9号	必要と認める期間
妊娠中の女性職員の業務が、母体又は胎児の健康保持に影響があると認められる場合	第10号	適宜休息し、又は補食するために必要な時間
妊娠中の女性職員が通勤に利用する交通機関の混雑の程度が、母体又は胎児の健康保持に影響があると認められる場合	第11号	勤務時間の始め又は終わりにおいて、1日を通じて1時間以内
8週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）以内に出産する予定である女性職員の場合	第12号	出産の日まで
出産した場合	第13号	出産の日の翌日から8週間を経過する日まで
生後1年6月に達しない子の保育をする場合	第14号	1日2回それぞれ1時間
中学校卒業までの子、配偶者、父母、配偶者の父母、その他市長が定める者の看護、子の行事参加及び感染症に伴う学級閉鎖等のため勤務しないことが相当であると認められる場合	第15号	1年度において5日以内（子が2人のときは10日、3人以上のときは12日）
職員の保護する介助の必要な小学3年生までの者が、予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条第1項の予防接種、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第11条の健康診断又は母子保健法第12条若しくは第13条の健康診査を受ける場合	第16号	必要と認められる期間
要介護者の介護等をする場合	第17号	1年度において5日以内（要介護者が2人以上のときは10日）
生理日の就業が著しく困難な場合	第18号	2日以内
職員の妻が出産する場合	第19号	病院に入院する等の日から当該出産の日後2週間を経過するまで、3日以内
職員の妻が出産する場合であって、その出産予定日の8週間（多胎妊娠の場合にあっては14週間）前の日から出産の日以後1年間の期間において、当該出産に係る子又は小学3年生までの子（配偶者の子を含む。）を養育する職員が、育児参加をする場合	第20号	5日以内
職員の親族が死亡した場合	第21号	親族により 1日～10日以内
配偶者、父母又は子の追悼のための特別の行事の場合	第22号	1日以内
職員が夏季における盆等の諸行事、心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合	第23号	1年度の6月から9月までの5日以内
勤続期間が25年に達する職員が、心身の活力の維持及び増進又は自己研鑽を図る場合	第24号	翌2年度内で、週休日、休日を除く連続する5日以内

災害により職員の現住居が滅失又は損壊し、職員が当該住居の復旧作業等をする場合	第25号	7日以内
災害又は交通機関の事故等により出勤することが著しく困難である場合	第26号	必要と認められる期間
災害時において、退勤途上における身体の危険を回避するため勤務しないことがやむを得ない場合	第27号	必要と認められる期間
あらかじめ市長の承認を得て任命権者が定める場合	第28号	市長が承認した期間

備考 規則：北上市職員の勤務時間、休日及び休暇規則（平成7年北上市規則第10号）

第5

分限及び懲戒処分の状況

1 分限処分の状況（令和6年度）

（単位：人）

処 分 事 由	地方公務員法	降任	免職	休職	合計
勤務実績がよくない場合	第28条第1項第1号	0	0		0
心身の故障の場合	第28条第1項第2号及び第2項第1号	0	0	13	13
職に必要な適格性を欠く場合	第28条第1項第3号	0	0		0
職制、定数の改廃、予算の減少により廃職、過員を生じた場合	第28条第1項第4号	0	0		0
刑事事件により起訴された場合	第28条第2項第2号			0	0
合 計		0	0	13	13

- 備考 (1) 職員のうち、地方公務員法に基づき分限処分に付された者の状況である。
 (2) 2以上の処分事由により分限処分に付された場合は、主たる処分事由に計上している。

2 懲戒処分の状況（令和6年度）

（単位：人）

処 分 事 由	地方公務員法	戒告	減給	停職	免職	合計
法令に違反した場合	第29条第1項第1号	0	0	0	0	0
職務上の義務に違反し又は職務を怠った場合	第29条第1項第2号	0	0	0	0	0
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合	第29条第1項第3号	0	0	0	0	0
合 計		0	0	0	0	0

- 備考 (1) 職員のうち、地方公務員法に基づき懲戒処分に付された者の状況である。
 (2) 2以上の処分事由により懲戒処分に付された場合は、主たる処分事由に計上している。

第6

サービスの状況

1 職務専念義務免除の状況（令和6年度）

区 分	のべ免除件数
職務専念義務免除	106件

備考 (1) 条例：北上市職員の職務に専念する義務の特例条例（平成3年北上市条例第26号）
 (2) 規則：北上市職員の職務に専念する義務の特例規則（平成3年北上市規則第24号）
 (3) 当該年度において同一の者が複数回にわたって職務専念義務を免除された場合は、その数を重複して計上している。

2 営利企業等の従事許可の状況（令和6年度）

区 分	申請件数	許可件数
営利企業等の従事許可	35件（1件）	35件（1件）

備考 ()内は再任用短時間勤務職員であり、外書きである。

第7

退職管理の状況

1 再就職の状況

(1) 令和6年度退職者

氏名	生年月日	離職時の職	離職年月日	再就職年月日	再就職先の名称	再就職先の業務内容	再就職先における地位
高橋 昌弘	S39. 3. 18	企画部総務課 副主幹	R7. 3. 31	R7. 4. 1	一般財団法人 北上市文化創造	財務、人事、 施設運営の総括	専務理事 兼事務局長
及川 佳則	S38. 8. 20	企画部総務課 副主幹	R7. 3. 31	R7. 4. 1	職業訓練法人 北上情報処理学園	法人の運営管理	常務理事 兼事務局長

(2) 令和5年度退職者

氏名	生年月日	離職時の職	離職年月日	再就職年月日	再就職先の名称	再就職先の業務内容	再就職先における地位
島津 英子	S42. 4. 16	会計管理者 兼会計課長	R6. 3. 31	R6. 4. 1	社会福祉法人北上 市社会福祉協議会	権利擁護センター 日常生活自立支援業務	専門員 (臨時職員)

第8

研修の状況

1 研修の状況（令和6年度）

区 分	内 容 等	主な研修（研修所）	回数	修了者数
階層別基礎研修	職員の職位、職務に応じて求められる能力の向上を目的とした研修	新規採用職員研修 監督者級研修 管理者級研修	11	133
特定課題研修	職員の資質向上、職務遂行能力の向上等を目的とした研修	コンプライアンス研修 管理職向けセミナー メンタルヘルス研修	4	256
派遣研修	専門的知識、技能等の修得を目的とした研修（研修所へ職員を派遣）	岩手県市町村職員研修協議会 市町村アカデミー 全国市町村国際文化研修所	39	50

第9

福祉及び利益の保護の状況

1 厚生制度の状況（令和6年度）

区 分	内 容	実 施 状 況		
		対象者(人)	受診者(人)	受診率(%)
職員の保健に関すること	胃部検診	327	313	95.7
	生活習慣病予防検診	646	636	98.5
	胸部検診	648	621	95.8
	大腸がん検診	487	397	81.5
	B・C型肝炎検査	105	104	99.0
	前立腺がん検診	50	46	92.0
	特殊検診（情報機器作業）	4	4	100.0
	特殊検診（運転手）	12	12	100.0
	乳がん検診	190	170	89.5
	子宮頸部がん検診	247	236	95.5
	人間ドック	—	3	—
	長時間労働者に対する面接指導	—	18	—
その他厚生に関すること	厚生施設委託事業（実施：職員互助会）	本庁舎食堂及び売店の委託		

備考 地方公務員法第42条の規定に基づく職員の厚生制度の状況である。

2 公務災害補償の状況

(1) 公務災害（令和6年度）

前年度末現在 未処理件数	受理件数	認 定 件 数		取り下げ件数	年度末 未処理件数
		公 務 上	公 務 外		
0	3	3	0	0	0

備考 地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）に基づく職員の公務災害補償の状況である（(2)において同じ。）。

(2) 通勤災害（令和6年度）

前年度末現在 未処理件数	受理件数	認 定 件 数		取り下げ件数	年度末 未処理件数
		公 務 上	公 務 外		
0	0	0	0	0	0

3 職員の勤務条件に関する措置の要求の状況

令和5年度末係属件数	令和6年度中の新規要求件数	令和6年度末係属件数
0件	0件	0件

4 職員に対する不利益な処分についての不服申立ての状況

令和5年度末係属件数	令和6年度中の新規要求件数	令和6年度末係属件数
0件	0件	0件